

日本法中毒学会 若手優秀賞 表彰規程

1. 目的

本表彰は、若手研究者の研究活動を奨励し、今後の益々の研究活動の一助とするために設ける。

2. 日本法中毒学会 若手優秀賞に、1) 若手優秀発表賞と2) 若手優秀論文賞を設ける。英文を Young Researcher Award: 1) for presentation at the annual meeting、2) for article publication in Forensic Toxicology とする。

3. 資格

年会開催年の1月1日において、39歳以下の日本法中毒学会会員で、前年の年会費を納入していること。

ただし、若手優秀発表賞の過去の受賞者は、同賞には応募できない。ただし、若手優秀論文賞に応募することはできる。

また、若手優秀論文賞の過去の受賞者は、同賞には応募できない。ただし、若手優秀発表賞に応募することはできる。

4. 若手優秀発表賞

1) 応募: 年会演題登録時に申請するとともに、日本法中毒学会事務局宛に別に定める若手優秀発表賞応募書及び当該発表要旨の pdf ファイルを合わせて応募する。

2) 発表形式: 口頭発表とし、口演発表時間は、年会の一般講演の発表時間に従う。

3) 審査: 若手研究者委員会が、応募者の発表を審査する。

ただし、若手研究者委員本人が若手優秀発表賞に応募した場合は、当該若手研究者委員は、当該年会における若手優秀発表賞の採点に関与しない。若手研究者委員の共著者が若手優秀発表賞に応募した場合は、当該若手研究者委員は、当該応募者の採点に関与しない。

5. 若手優秀論文賞

1) 応募：1月1日から1月31日までに、前年の Forensic Toxicology に誌上掲載または Online First（前年の1月1日から12月31日までの間）された論文（review、letter を除く）の筆頭著者は、日本法中毒学会事務局宛に、別に定める若手優秀論文賞応募書とともに、当該論文の pdf ファイル及び補足資料を合わせて応募する。

ただし、同一論文においては、Online First と誌上掲載のいずれか一度のみ応募ができることとする。

2) 審査：若手研究者委員会が、応募者の論文を審査する。

ただし、若手研究者委員本人が若手優秀論文賞に応募した場合は、当該若手研究者委員は、当該年における若手優秀論文賞の採点に関与しない。若手研究者委員の共著者が若手優秀論文賞に応募した場合は、当該若手研究者委員は、当該応募者の採点に関与しない。

6. 表彰

1) 年会において、理事長より、若手優秀発表賞及び若手優秀論文賞の各受賞者に対して、表彰状を授与する。

- 2) 副賞として、1万円を授与する。副賞は黒岩基金をもってこれに充てる。
- 3) 各賞の受賞者数は、若干名とする。

7. 補足

- 1) 本規程は、2019年7月26日より施行する。なお、同年を表彰選考初年とする。
- 2) 若手優秀発表賞受賞者には、受賞歴を謝辞に明記したうえで、Forensic Toxicology への投稿を促す。

(記載例)

Acknowledgment(s)

Part of this research was awarded the Young Investigator Award for at the 38th Annual Meeting of the Japanese Association of Forensic Toxicology in 2019.

附則

1. この規定は2019年7月26日より施行する。
2. この改正規定は2022年11月8日より施行する。